

**鳥取県告示第325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算人大河内土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成22年5月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した清算人の氏名及び住所

牧 幸 人 倉吉市大河内525

牧 喜和雄 倉吉市大河内524

平成22年4月5日就任 任期 清算終了まで